

## 町田市福祉のまちづくり総合推進条例 特定都市施設整備項目表（小規模建築物）

(遵)遵守基準		不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するもの 移動等円滑化経路は、次に掲げる経路について、それぞれ1以上 ①道等から利用居室(不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室。以下同じ。)までの経路 ②利用居室(利用居室がないときは道等)からみんなのトイレまでの経路				緩和措置	審査
整備項目	経路	チェック	整備内容				
1 移動等円滑化経路	移円	1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない	適	否	1	
2 出入口	移円	1	幅 80cm以上			cm	
		2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	適	否		
3 廊下等	移円	1	幅 90cm以上			cm	
		2	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	有	無		
4 階段	一般	—	1 階段のうち1以上は、次に掲げるもの			—	
		①	段がある部分に、連続した手すりの設置	有	無		
		②	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
		③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	適	否		
5 階段に代わる傾斜路	移円	1	高齢者、障がい者等が円滑で安全に移動できる構造	適	否		
6 便所	一般	—	1 便所を設ける場合、1以上(男女別の場合はそれぞれ)はみんなのトイレを設置			—	
		①	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保			箇所	
		②	腰掛便器、手すり等を適切に配置	適	否		
7 観覧席又は客席	一般	—	1 観覧席又は客席を設ける場合は、次に掲げるもの			—	
		2	全席数の1/50以上、車いす使用者のためのスペースを設置			席	
		3	車いす使用者のためのスペースの水平部分 間口90cm×奥行140cm以上	×		cm	
		4	車いす使用者のためのスペースに至る経路に高低差がある場合は、こう配が1/12以下の傾斜路を設置	適	否		
		5	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
8 敷地内の通路	移円	1	幅 135cm以上 [敷地の状況により、やむを得ない場合は120cm以上]			cm	
9 標識・案内設備等	一般	—	1 移動等円滑化の措置がとられた便所等には、次に掲げる標識を設置 〔当該便所その他必要な場所を容易に視認できる場合は、この限りでない〕			—	
		①	高齢者、障がい者等が見やすい位置に設置			cm	
		②	表示すべき内容が容易に識別できる (JIS Z 8210に定められている時はこれに適合する)	適	否		
2	道等から案内設備(案内所がある場合は案内所)までの経路又は直接地上へ通じる出入口までを、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法に視覚障がい者を誘導する設備を設置	有	無				
10 レジ通路	一般	—	1 レジ通路を設ける場合は、1以上は次に掲げるもの			—	
		①	幅 85cm以上			cm	
		②	レジカウンターの高さ・形状は車いす使用者の利用に支障がない	適	否		
11 洗面所等	一般	1	洗面器又は手洗器を設ける場合は、1以上は高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造	適	否		
12 手すり	一般	—	1 手すりを設ける場合は、次に掲げるもの			—	
		2	連続している	適	否		
		3	便所、浴室等に設ける手すりは、動作に応じて、水平・垂直型を設置	適	否		
		4	高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法に配慮	適	否		

注記 1 数字は算用数字を用いてください。  
2 審査欄には記入しないでください。

凡例 移円:移動等円滑化経路 一般:移動等円滑化経路も含むすべて

**注意**

- 緩和措置欄に数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照してください。
- 各整備内容についての措置が講じられている場合に、チェック欄に○を記入してください。

**緩和措置**

- ① 上階及び下階との間の上下の移動に係る場合 ② 傾斜路又はEVその他の昇降機を併設する場合  
③ 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障がい者等が安全に通行することが可能である場合